

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	
規制の名称	第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務の遵守に係る措置	
規制の区分	拡充	
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室	
評価実施時期	平成31年3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>第一種特定製品の廃棄等に際してのフロン類の回収率は近年4割弱で横ばいとなっており、地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）において定められている廃棄時回収率2020年度50%及び2030年70%の目標の達成が困難であると見込まれる。</p> <p>そのため、第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務の履行を徹底するため、次のア～エの措置を講じる。</p> <p>ア）第一種特定製品廃棄等実施者を対象に、引渡義務の違反について罰則を設ける。</p> <p>イ）建物解体に際して元請業者が発注者に対して交付することとされている第一種特定製品の有無に関する確認書面について保存を義務付ける。</p> <p>ウ）廃棄等される第一種特定製品を引き取る者に引取証明書の写しの送付を義務付ける。</p> <p>エ）廃棄等される第一種特定製品を引き取る者は引取証明書の写しの送付を受けない場合は、廃棄等される第一種特定製品を引き取ってはならないこととする。</p> <p>これらの規制によって、フロン類の不法放出につながる引渡義務違反への抑止力の向上、廃棄等された第一種特定製品の処理過程におけるフロン類が回収された製品の適正な流通の確保といった効果が見込まれる。</p>	
想定される代替案	<p>①引渡義務違反に対する現行の間接罰について、指導・助言又は勧告を省略し、命令をすることができることとする。</p> <p>②確認書面について、第一種特定製品があった場合のみ保存義務を設ける。</p> <p>③廃棄等された第一種特定製品とともに引取証明書等の写しを送付する義務を設け、送付を受けない場合は、都道府県知事にその旨を報告することとする。</p>	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	イ)に関して、多くとも年間30万円～60万円程度、ウ)に関して、年間500万円～1,000万円程度の事務処理費用が生じるものと予測される。	<p>②に関して、第一種特定製品があった場合のみ保存義務を設けることから、規制案に比べ低廉な事務処理費用となる。</p> <p>③に関して、規制案と同様に年間500万円～1,000万円程度の事務処理費用が生じるものと予測される。また、廃棄等された第一種特定製品を引き取った者において、当該第一種特定製品にフロン類が残存している否かの確認及び都道府県知事への報告に</p>

		かかる事務処理費用が生じる。
行政費用	立入検査・報告徴収の対象が追加されたことにより、都道府県環境部局担当者の人件費等が必要となるが、現在実施されている報告徴収及び立入検査と同時に又は振り替えて実施されることが想定されるため追加的な行政費等は軽微である。	③に関して、報告を受けた都道府県において、引取証明書等の写しを送付しなかった廃棄等実施者に対して報告徴収・立入検査等の監督を行う行政コストが発生する。
直接的な効果（便益）の把握	フロン類の廃棄時回収率を 2020 年度に 50% とすることで B A U 比 790 万 t-CO ₂ 、2030 年度に 70% とすることで B A U 比 1,570 万 t-CO ₂ の温室効果ガスの排出削減が見込まれる。	①に関して、都道府県による行政処分を経由することとなることから、規制案に比べ引渡義務違反の抑止効果は小さい。 ②に関して、第一種特定製品が実際にはあったにも関わらず、ないものとして確認及び説明を怠るおそれがあり、引渡義務の履行の徹底への効果は規制案に比べ限定的となる。 ③に関して、規制案とは異なり、冷媒引渡しが行われなかった第一種特定製品を廃棄物業者等が引き取ることを直接的に禁じないため、一旦冷媒が放出されてしまうおそれが高く、引渡義務の履行を促す効果は間接的なものにとどまる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	エ) について、引渡義務が遵守されない第一種特定製品について、不法投棄が行われる可能性も考えられるが、廃棄物処理法による抑止効果を踏まえると極めて限定的と想定されることから、副次的な影響及び波及的な影響は僅少である。	既にある引渡義務の履行を促すためのものであり、副次的な影響及び波及的な影響は見込まれない。
費用と効果（便益）の関係	当該規制により、軽微な事務処理費用として、多くても年間 1,060 万円程度の追加的遵守費用が発生することとなる。一方で、地球温暖化対策計画に定める目標（2030 年度に 2013 年比 26% 削減）は、パリ協定に基づき国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」で示した目標であり、とりわけ大きな削減効果を見込んでいるフロン類の廃棄時回収については、確実に達成することが必要であることから、上記追加費用を勘案しても、当該規制を導入することが妥当である。	
その他の関連事項	当該規制は、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会・産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG 合同会議（平成 30 年 12 月 18 日及び平成 31 年 1 月 16 日）において検討が行われた。	
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から 5 年を経過した後に事後評価を実施する。	
備考		